

震災の復旧・復興関連金融制度一覧

日本政策金融公庫 国民生活事業

制度名	マル経融資〈一般枠〉	マル経融資〈災害対応特別枠〉	マル経融資〈設備対応特別枠〉	東日本大震災復興特別貸付
対象者	①小規模事業者である方 ②従前から商工会の経営指導を受けている方（原則6ヵ月以上） ③最近1年以上、同一商工会の地区内で事業を行っている方 ④納期限の到来している所得税、法人税、事業税または都道府県民税もしくは市町村民税を原則すべて完納している方	①地震・津波により直接被害を受け、被害証明書等を提出できる者 ②原子力発電所の事故に関する警戒区域等内に事業所を有する者 ③上記の①、②の者と一定以上の取引があり、被害証明書等を提出できる者 ④小規模事業者再建支援方針に沿って事業を行う者 ◇風評被害、計画停電、自粛等による被害については一般マル経で取り扱う ※一般枠の対象者	①特定被災区域内（福島県）で設備投資を行う方 ②雇用維持・拡大計画書（指定用紙）を提出すれば貸付日から完済まで低減利率が適用（未提出の場合は2年間） ③借入申込時点において従業員がいない場合は「増加」のみが対象 ◇一般枠は、基準金利から△0.5% ◇災害対応特別枠は、基準金利から△1.4%（災害枠△0.9%+設備枠△0.5%） ※一般枠の対象者	①地震・津波等（罹災証明）並びに原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域により直接被害を受けた方 ②直接被害者（大企業可）の事業活動に相当程度依存している等の要件を満たし、売上減（10%～15%以上）の間接被害を受けた方
貸付条件	①貸付限度：2,000万円 ②貸付金利：1.15% ③貸付期間：設備10年以内（据置2年以内） 運転7年以内（据置1年以内） ④保証人：無保証人 ⑤担保：無担保	①貸付限度：1,000万円 ②貸付金利：1.15% ◇貸付から3年間、基準金利から△0.9% ③貸付期間：設備10年以内（据置2年以内） 運転7年以内（据置1年以内） ④保証人：無保証人 ⑤担保：無担保	①貸付限度：2,000万円（一般枠） 1,000万円（災害対応特別枠） ②貸付金利：1.15% 一般枠：計画書未提出（貸付日から2年間、基準金利から△0.5%） ：計画書提出（貸付日から完済まで、基準金利から△0.5%） 災害枠：計画書未提出（貸付日から2年間、基準金利から△1.4、3年目は基準金利から△0.9） ：計画書提出（貸付日から3年間、基準金利から△1.4、4年目から完済まで基準金利から△0.5%） ③貸付期間：設備10年以内（据置2年以内） ④保証人：無保証人 ⑤担保：無担保	①貸付限度：6,000万円 ②貸付金利：1.25%（5年以内基準金利） ◇貸付から3年間、基準金利から最大△1.4% ◇事業所が全壊、流失や原発事故に係る警戒区域内の事業者は、融資後3年間は利子補給 ③貸付期間： 直接被害：設備20年以内（据置5年以内） 運転15年以内（据置5年以内） 間接被害：運転・設備15年以内（据置3年以内） ④保証人：法人代表者保証 個人相談により ⑤担保：相談により
申込み先	商工会、商工会議所			日本政策金融公庫（国民事業）
摘 要	◇ご利用いただける方 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）で商工会の経営指導を受けている法人・個人事業主 ◇常時使用する従業員とは3ヵ月以上の期間を定めて継続雇用されている方 ただし、次に掲げる方を除きます ①法人企業の役員、②個人企業の事業主及び家族従業員、③新聞販売業、ビル清掃業等のアルバイトや短時間勤務者、④水産加工業、土建業等にみられる季節工事期間に限り雇用される労務者			ご返済期間によって異なる利率が適用されますのでご注意ください。

川俣町商工会（TEL565-2377）20160303作成